

# 袖ヶ浦市飲食店支援事業臨時給付金

袖ヶ浦市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている飲食店の負担軽減を図るため、臨時給付金を交付します。

対象者 ※いずれにも該当する方	○飲食店の営業許可を受けている ○店内に設備を設けて客に飲食をさせている ○県の要請に伴い、休業または営業時間短縮などの感染拡大防止対策に取り組んでいる
給付額	1 営業所につき10万円 ※対象となる営業所を複数経営している場合は、同時申請できます
申請方法・期限	【申請方法】原則、同封の返信用封筒により郵送 ※感染拡大防止のため、ご協力をお願いします 【申請期限】令和2年6月30日（火） 当日消印有効
申請に必要な書類 ※複数経営している場合は、③、④については全営業所分を添付	①交付申請書兼請求書（様式第1号） ②振込先金融機関等の通帳の写し ③飲食店営業許可証の写し  【県の休業等要請対象業種の場合】 ④休業等に協力したことのわかる書類  （告知チラシ・ポスター、写真など、休業や感染防止対策の状況が確認できるもの） ※裏面参照

## 給付金交付までの流れ

- 郵送受付後、申請内容を審査します。（審査の結果、交付されない場合もあります）
- 交付決定後は、「交付決定通知書」を送付します。
- 申請から振込までは所要の日数をいただきますが、概ね2週間程度を想定しています。

裏面もご確認ください

交付対象者のうち、次の施設に該当する方は  
県の措置に対応している必要があります

千葉県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置

【休業等対象施設一例】

施設	休止要請	今回の対象要件対応	休業等に協力したことの わかる添付書類
キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー パブ	対象	4/28~5/6まで <u>休業</u> に協力した	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ等の写しまたは写真</li> </ul> ※休業をする営業所などの名称や状況（休業期間等）がわかるように工夫してください
食堂 レストラン 居酒屋等	対象外	酒類の提供はしていない ⇒ <u>対応なし</u>	なし
		酒類の提供をしている ⇒4/28~5/6まで <u>19時以降の夜間の酒類の提供を控えた</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19時以降の夜間は酒類の提供を控えていることが分かる書類（ホームページ、店内の表示物、チラシ等の写しまたは写真）</li> </ul>

その他留意事項

- ・事業内容によっては、対象とならない場合があります。
- ・この給付金の交付決定後に対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の交付決定は取り消され、申請者は給付金を返還することになります。
- ・市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、申請者は市に協力するとともに、速やかに状況等を報告してください。
- ・この給付金の内容については、市ホームページにも掲載しています。

申請・問い合わせ先

袖ヶ浦市役所 環境経済部 商工観光課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL 0438-62-3428（平日8時30分~17時15分）